

## 令和2年度砂利採取業務主任者試験実施のお知らせ

令和2年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施します。

項 目	内 容	
1 試験期日及び試験時間	令和2年11月13日（金）午前10時から正午までの2時間とする。	
2 試験地及び試験場所	(1) 試験地 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、根室市、倶知安町、江差町及び浦河町 (2) 試験場所 受験票により受験者に通知する。	
3 試験科目	(1) 砂利の採取に関する法令 (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	
4 受験願書の提出先	受験希望地に所在する（総合）振興局の産業振興部商工労働観光課に提出してください。	
5 受付期間及び受付時間	令和2年9月25日（金）から同年10月15日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとする。 なお、郵送等の場合は、令和2年10月15日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付けます。	
6 提出書類	(1) 受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。） (2) 写真（縦5センチメートル、横4センチメートルとし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）	
7 受験手数料	受験手数料（8,200円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれを貼り付けてください。	
8 各総合振興局等担当窓口 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの各（総合）振興局等担当窓口にお問い合わせください。		
総合振興局等名	担 当 課 係 名	電 話 番 号
空知総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0126) 20-0062
石狩振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(011) 204-5180
後志総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0136) 23-1364
	小樽商工労働事務所	(0134) 22-5525
胆振総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0143) 24-9591
日高振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0146) 22-9282
渡島総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0138) 47-9460
檜山振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0139) 52-6641
上川総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0166) 46-5941
留萌振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0164) 42-8442
宗谷総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0162) 33-2926
林-ツ総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 指導保安係	(0152) 41-0637
十勝総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0155) 26-9045
釧路総合振興局	産業振興部 商工労働観光課 主査	(0154) 43-9183
根室振興局	産業振興部 商工労働観光課 商工労働係	(0153) 24-5619

●お問い合わせ先

北海道経済部環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 産炭地振興係

T E L 011-231-4111 内線 26-181